

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。一括徴収にご協力ください。

※ 市処 理欄	入力	確認	通知書番号
	現年度	新年度	両年度
特別徴収義務者 指定番号	8		
宛名番号			
連絡者の 係及び氏 名並びに その電話 番号	係	氏名	電話 () -
給与所得者	フリガナ	氏名	(旧姓)
フリガナ		生年月日	大・昭・平 年 月 日
氏名		個人番号	
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		
特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)
円	□ 月分	円	円
異動 年月日	□年 □月 □日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収
		1. 退職 2. 転任 3. 休職 4. 長死 5. 会社解散 6. 住所異動 7. 住所誤報 8. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (納付月を右に必ず 記入してください) 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人 が納付する)

一括徴収した税額は、
□ 月分で納入します。
(□ 月 日 納期限分)

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について
一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退 職手当等の 支払予定日	一括徴収予定額	
		支払予定日ご との徴収予定額	合計額 (上記(ウ)と同額)
1. 異動が (月 日申出)	年12月31日まで、申出があったため	円	円
2. 異動が がないため	年1月1日以後で特別徴収の継続希望	円	円
一括徴収できない理由		円	円
(○をしてください)		円	円
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため			
2. その他 理由 ()			

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

※「9. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次の
いずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	8	連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を
フリガナ			電話	月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名			(内線)	納入書 要 ・ 不要

【提出先】〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号 逗子市役所 総務部 課税課 市民税係

ご注意

- 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
- 3 新勤務先では下段の事項(転勤による特別徴収届出書)を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
- 4 年末調整時の住所と翌年一月一日の住所が異なる方で異動届出書を出す場合は、両方の住所の市区町村長に送付してください。